

# 議案書

## 第一号議案～第四号議案

日本バレエ協会ホームページにて内容ご確認お願いいたします。尚、第三号議案、第四号議案は本年三月に理事会承認の上、公示、法令に従い事業年度終了月末までに主務官庁の内閣府に提出済みの案件でありますので確認議案となります。

### 第五号議案 定款変更の件

#### 一・第四条(事業) 第四項の変更

(変更前)バレエを含む舞踊全般に関する調査研究及び資料収集事業。

(変更後)バレエに関する調査研究及び資料収集事業。

#### 【変更理由】

平成三十年まで、バレエ協会は「舞踊年鑑」編纂の請負団体としてバレエ以外の日舞や現代舞踊、児童舞踊等、舞踊全般の情報を収集しておりましたが、現在、この編纂事業は現代舞踊協会様が主務団体となっており、今後、バレエ協会がバレエ以外の舞踊まで調査する事はありませんので旧条文から「舞踊全般」の文言を削除します。(内閣府指導による)

#### 二・第三十二条(決議) の項目追加

(現条文)理事会の議決は、議決について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもつて行う。

(追加条文) 2.理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、監事が当該提案について異議を述べた場合を除き、当該事項について議決に加わることができる理事全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があつたものとみなすとする。

#### 【変更理由】

この条文を加える事で、定例理事会開催まで待てない緊急議案やコロナで会合が憚られる場合、書面はがやメールでの決議が理事会決議として法的に認められるウイズ・コロナ時代に対応した処置です。

### 第六号議案 理事及び監事に対する理事会参加報酬支給開始の件

#### 【議案の提案理由】

公益法人等に関する法律では、「理事や監事の報酬に関する報酬等の支給の基準」を定めるよう決められていますが(日本バレエ協会の基準に関しては裏面「公益社団法人日本バレエ協会役員報酬規定」を)  
参考下さい。)実際に支給を開始するには総会の承認が必要です。

当協会では公益社団法人移行以後、理事・監事には報酬を支給をする代わりに理事会出席一回につき一人三千円の交通費名目の金銭を支給して参りましたが、本来交通費は領収証憑による実費であるのが税法上の規則であります。

そこで裏面の規程第三条3項にある理事会参加報酬にこれを置き換えて支給開始とするのが順当であると判断し、総会に諮るものであります。

支給金額は代表理事、理事、監事の別なく一回につき一人税込み三千円とし、旧交通費と同額とします。尚、第二条2項の年俸の支給は今回の議決対象ではございません。また当該理事会参加報酬とは別に理事会出席のための実費交通費を支給するという議決でもございません。